

松浦市障害者計画

《令和2年度～令和6年度》



令和2年2月

はじめに

障害のある人が地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、国では、国連において採択された「障害者権利条約」を批准するため、平成25年4月に「障害者総合支援法」、平成28年4月には障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が施行されるなど、障害福祉に関する法制度が整備されてきました。

また、長崎県においても、平成26年4月に「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行され、障害のある人に対する差別をなくし、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会活動に参加することができる共生社会の実現に向けた取り組みが行われています。

本市におきましては、平成27年2月に第2期となる「松浦市障害者計画」を策定し、「障害の有無にかかわらず市民がお互いの人格と個性を尊重し、地域で安心して暮らせる社会の実現をめざすこと」を基本理念に、「地域社会における共生等」、「障害者に対する理解の推進」、「在宅障害者に対する支援」、「保健・医療の充実」、「ネットワークの形成と障害者にやさしいまちづくり」の5つの基本方針を掲げ、障害福祉施策の推進に努めてまいりました。

このたび、現行の松浦市障害者計画が令和元年度をもって計画期間を終了することから、新たに今後5年間の本市における障害者施策の方向性を示す第3期となる「松浦市障害者計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、障害のある人の現状を把握し、ニーズに対応したものとなるよう、障害者計画アンケート調査を実施しました。多くの皆様から貴重なご意見をいただき、今後の施策の参考とさせていただきます。また、この計画には松浦市地域自立支援協議会で協議された内容を反映させております。

今後、本計画に基づき、障害のある人をはじめ、すべての人が地域の中で自ら望む生活ができる共生社会の実現に向けて、障害福祉施策の推進に取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました松浦市地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に感謝申し上げます。

令和2年2月



松浦市長 友田吉泰

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 国の動向	1
(2) 計画に関わる関連法令の動向	2
(3) 県の動向	3
(4) 本市の取組	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
第2章 障害のある人の現状	5
1 統計データからみた障害のある人の状況	5
(1) 人口の推移	5
(2) 障害のある人の状況	6
2 アンケート調査結果からみた障害のある人の状況	12
(1) 調査概要	12
(2) 調査結果の概要（抜粋）	13
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 基本目標	30
第4章 計画の基本施策	31
基本目標1 障害者の自立に向けた生活支援	31
基本目標2 障害者に対する理解の促進	32
基本目標3 保健・医療の充実	33
基本目標4 障害者の社会参加への促進	34
基本目標5 障害者にやさしいまちづくり	35
第5章 計画の推進体制	37
1 庁内及び関係機関との連携強化	37
2 国や県、近隣市町との連携強化	37
3 さまざまな組織・団体との協働体制強化	37
4 広報・啓発活動の推進	37
5 計画の点検・評価	38
資料編	39
1. 松浦市地域自立支援協議会設置要綱	40
2. 松浦市地域自立支援協議会委員名簿	42
3. 障害福祉サービス事業所	43
4. 自立支援医療指定医療機関	43
5. 松浦市障害者計画策定の経緯	44